

①金額・使途（活用目的）・納入方法の決定

使途（活用目的） 皆様からお寄せいただいた寄附金は次の事業の財源として利用させていただきます。

- (1) 福祉の増進に関する事業
- (2) 地域の振興に関する事業
- (3) 地域交流の推進に関する事業
- (4) 人材育成、教育および文化の振興に関する事業
- (5) その他

納入方法 以下よりお選びいただけます。

- (1) ゆうちょ銀行からの払込み
- (2) 銀行からの振込
- (3) 現金書留による郵送
- (4) 役場窓口にて納付

※(2)(3)にかかる手数料等については、ご寄附者様負担となります。あらかじめご了承ください。

②「ふるさと寄附金申出書」及び「お礼品希望表」提出によるお申込み

下記の用紙に必要事項をご記入の上、郵送または FAX にて南部町役場 総務課へお申し込み下さい。

[ふるさと寄附金申出書 PDF](#) [ふるさと寄附金申出書 W](#) [お礼品希望表 E](#)

※役場 総務課にも備え付けております。

お申し込み先

〒039-0892 青森県三戸郡南部町大字^{とまへち}苦米地^{しもしゆく}字下宿23 番地1

南部町役場 総務課 管財班

TEL 0178-84-2111

FAX 0178-84-4404

③寄附金の納付

- (1) ゆうちょ銀行からの払込み：払込取扱票を郵送します
- (2) 銀行からの振込：口座番号をメール又は郵送にてお知らせします
- (3) 現金書留による郵送：役場 総務課 管財班宛てにご郵送ください
- (4) 役場窓口にて納付：役場 総務課 窓口にお越しください

(1)(2)の場合、お送りいただいた申出書等をもとに町よりご連絡いたしますので、最寄りの郵便局または銀行でお手続きをお願いします。

④寄附金受領証明書の発行および返礼品の発送

寄附金納付確認の後に、寄附金受領証明書発行および返礼品発送のお手続きをいたします（お品により発送時期やお届けまでの日数が異なります）。

寄附金受領証明書は委託先の「株式会社さとふる」より送付されます。お手元に届くまでに納付日から3～4週間程度かかる場合があります。

寄附金受領証明書は、確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管して下さい。